試験考査委員に評価される解答例　掲載

矢島の論文メイン問題集

矢島講師作成

Check❶ 答案用紙型の解答例

矢島の論文メイン問題集には、試験考査委員から高い評価を受けられる答案作成のコツをしっかりと理解することができる矢島講師作成の答案用紙型の解答例が掲載されています。

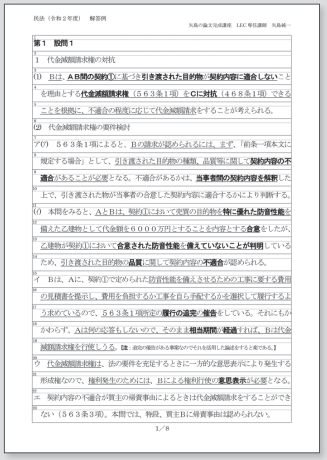

民法（令和２年度）　解答例　　矢島の論文完成講座　LEC専任講師　矢島純一

第１　設問１

１　代金減額請求権の対抗

(1)　Bは、Aが設問の(X)に基づき**引き渡された目的物**に**契約内容に適合しない**ことを理由とする**代金減額請求権**（５６３条１項）を**C**に対抗（４６８条１項）できることを根拠に、不適合が軽微に当たって代金減額請求をすることが考えられる。

(2)　代金減額請求権の要件検討

ア(ｱ)　５６３条１項によると、Bの請求が認められるには、まず、「前条一項本文に規定する場合」として、引き渡された目的物の種類、品質等に関して**契約内容の不適合**があることが必要となる。不適合があるかは、**当事者間の契約の内容を解釈**した上で、引き渡された物が当事者の合意した契約内容に適合するかにより判断する。

(ｲ)　本問をみると、AとBは、契約Xにおいて売買の目的物を**特に優れた防音性能**を備えた建物として**6000万円**とすることを内容とする**合意**をしたが、乙建物が契約Xにおいて**合意された防音性能と備えていないこと**が判明しているため、引き渡された目的物が**品質**に関して契約内容の**不適合**が認められる。

イ　Bは、Aに、契約Xで定められた防音性能を備えるための工事に要する費用の見積書を提示し、費用を負担するか工事を自ら手配するかを選択して履行するよう求めているので、５６３条１項所定の**履行の追完**の**催告**をしている。それにもかかわらず、Aは60日が応答しないので、そのまま**相当期間**が**経過**すれば、Bは代金減額請求権を行使しうる。【注：追完の催告から解除までの流れも説明上論述をする事である。】

ウ　代金減額請求権は、法の要件を充足するときに一方的な意思表示により発生する形成権なので、権利発生のためには、Bによる権利行使の**意思表示**が必要となる。

エ　契約内容の不適合が買主の帰責事由によるときは代金減額請求をすることができない（５６３条３項）、本問では、特段、買主Bに帰責事由は認められない。

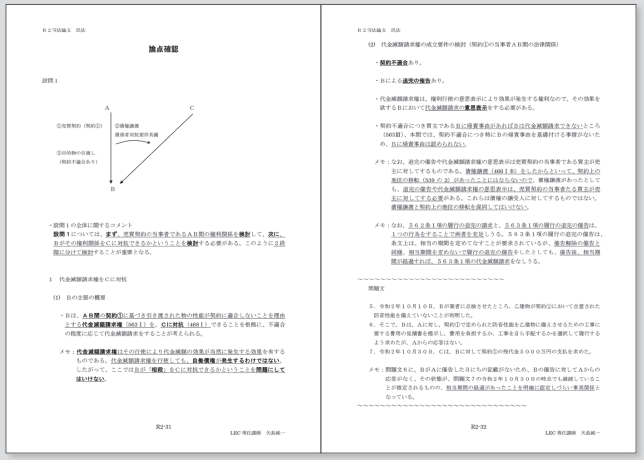

R２司法論文　民訴

論点確認

設問１

・設問１の会話に関するメント。
設問１については、**まず、**売買契約の当事者であるA B間の権利関係を**検討**して、**次に、**B former C間の関係をCに対抗できるかということを**検討**する必要がある。このように２段階に分けて検討することが重要である。

Ⅰ　代金減額請求権をCに対抗

(1)　Bの主張の概要

・Bは、**A B間**の**契約①**に基づき引き渡された物の性能が契約に適合しないことを理由とする**代金減額請求権**（５６３Ⅰ）を、**C**に**対抗**（４６８Ⅰ）できることを根拠に、不適合の程度に応じて代金減額請求をすることが考えられる。

メモ：**代金減額請求権**は売の行使により代金減額の効果は当然に発生する効果を有するものである。**代金減額請求権を行使**しても、**自動債権**と**弁済**するわけではない。したがって、ここでは**B**が「**相殺**」をCに対抗できるかということを**問題にしては**いけない。

R２司法論文　民訴

(2)　代金減額請求権の成立要件の検討（契約①の当事者ＡＢ間の法律問題）

・**契約不適合**あり。

・Bによる**通常の催告**あり。

・代金減額請求権は、権利行使の意思表示により効果が発生する権利なので、その効果を欲するBにおいて**代金減額請求**の**意思表示**をする必要がある。

・契約不適合につき買主である**B**に**帰責事由**がありば当該**代金減額請求できない**ところ（５６３Ⅲ）、本問では、契約不適合につき特にBの帰責事由を基礎付ける事情がないため、**B**に帰責事由は認められない。

メモ：なお、過去の場合や代金減額請求権の要件の意思表示は売買契約の当事者である買主が売主に対してするものである。**債権譲渡**（４６８Ⅰ本）をしたからといって、契約上の地位が移転（５３９の主）があったことにはならないので、**甲**債権譲渡があったとしても、過去の場合で代金減額請求権の要件の意思表示は、**売買契約の当事者である買主**が売主に対してする必要がある。これらは債権の譲受人に対してするものではない。**債権譲渡と契約上の地位の移転を混同しないように。**

メモ：なお、５６２条１項の履行の追完の請求と、５６３条１項の履行の追完の催告は、１つの行為をすることで両者を充足しうる。５６３条１項の履行の追完の催告は、条文上は、種当の期間を定めてなすことが要求されているが、**債務解除**の**催告**と同様、相当期間を定めないで履行の追完の催告をしたとしても、**催告後、相当期間が経過**すれば、５６３条１項の代金減額請求を行なう。

～～～